

平成27年4月改定

火災共済

— 多様なプランで中小企業をワイドに補償 —



岩手県火災共済協同組合

あなたに合った補償プランをお選び下さい。

補償する 事故の種類	1 火災	2 破裂・ 爆発	3 落雷	4 台風または 暴風等の 風災・ 雹災・雪災
共済の種類				
普通火災共済	○	○	○	○ ※1
総合火災共済	○	○	○	○ ※1
普通火災共済 (工場物件用)	○	○	○	○ ※1

○
補償されます。

×
補償されません。

消防活動による水濡れ、破壊の損害を含みます。

お支払いする共済金の額(④・⑥以外の事故の種類の場合) ※ご契約金額が上限です。

	総合火災共済	普通火災共済(工場物件用)
住宅物件	損害の額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{時価額(共済価額)}} \times 80\%$	損害の額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{時価額(共済価額)}}$
非住宅物件	損害の額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{時価額(共済価額)}} \times 80\%$	損害の額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{時価額(共済価額)}}$

(損害額がお支払いの限度となります。)

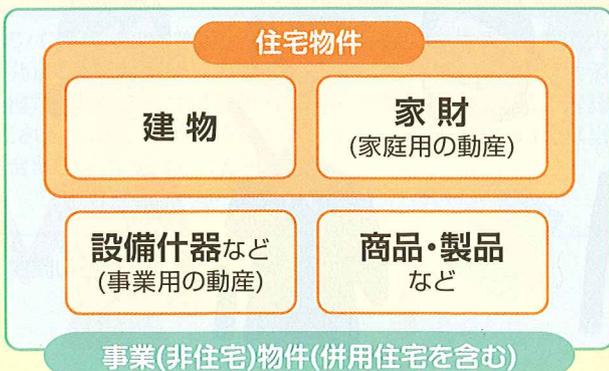
損害の額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{時価額(共済価額)}}$

- ※1 損害の額が時価額
- ※2 補償する事故は、
- ※3 補償する事故は、

ステップ 1 万一の場合、何に対する補償が必要かを決めます。

まず、下図の4つの大分類の中から、あなたが補償を必要と考えるもの(共済の対象)を決めてください。

共済の対象の大分類



たとえば、ご住宅の「建物」のみにご契約いただいている場合、万一のとき、建物内の「家財」を補償することはできません。万一に備えてご加入いただく火災共済です。補償もれないようにご加入いただくことをお勧めします。

ステップ 2 共済の種類を決めます。共済の対象ごとにプランを選ぶと掛金を節約することができます。

- 普通火災共済** 住宅・店舗・事務所・工場
ベーシックな4種類の事故を補償する **スタンダードプラン**
- 総合火災共済** 住宅・店舗・事務所・工場
9種類の万一に備えることができる **ワイドプラン**
- 普通火災共済(工場物件用)** 大規模工場
一定規模以上※の製造業のための **工場専用プラン**
※一定規模以上とは、①作業員50人以上、②動力50kw以上、③電力100kw以上のいずれかを満たす場合をいいます。①～③のいずれかを満たす工場は、この共済種類にてご加入いただけます。

+

「地震見舞金補償特約」
(詳しくはP4へ)のセットもご検討ください。

5	6	7	8	9
水災	建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突	騒擾・集団行動・ 労働争議に 伴う暴行、破壊	給排水設備または 他人の戸室の 事故による 水濡れ	盗難による 盗取・ 損傷・汚損
×	×	×	×	×
○	○	○	○	○
×	○ ※1 ○ ※2	○ ※1	○ ※3	×

㉒建物、家財が共済価額の30%以上の損害の場合

$$\text{ご契約金額} \times \frac{\text{損害の額}}{\text{時価額(共済価額)}} \times 70\%$$
 (注)付属物だけの損害は除きます。(㉒㉓とも)

㉓床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合

$$\text{ご契約金額} \times 5\%$$
 1事故1敷地内につき100万円が限度です。

給排水設備自体の損害、
自室の水道の閉め忘れ
による損害は除きます。

商品製品の損害は除きます。
貴金属、美術品等の明記
物件は1個または1組に
つき100万円が限度で
す。

で20万円以上の場合
空機の墜落・車両の衝突等の事故によるものにかぎります。
排水設備の事故によるものにかぎります。

通貨・預貯金証書の盗難について(それぞれのご契約金額が限度です。)
 生活用は通貨20万円・預貯金証書200万円まで(家財にご加入の場合)
 業務用は通貨30万円・預貯金証書300万円まで(設備什器にご加入の場合)

ステップ
3

ご契約金額を決めます。*
 共済の対象ごとに事故の際に受け取る
ことができる最高金額を設定します。

※取扱代理所または当組合にご相談ください。
 適正なご契約金額の設定をお手伝いします。

建物 時価の評価額を参考に決めます。
 (時価については、下記をご確認ください。)

家財 家族構成と世帯主の方の年齢を
 参考に決めます。

商品
製品 仕入値・製造原価等(利益を上乗せしない金額)
 を基準に決めます。

設備
什器 それぞれの調達価額から、経年分の償却*を
 行った金額を参考に決めます。
 *会計上の償却とは異なる、共済の償却率によります。

時価(時価額)

損害が発生した時の発生した場所における共済の対象の価額であって、
 再調達価額(新規取得価額)から使用による消耗分を差し引いた金額を
 いいます。

ステップ
4

ご契約期間を決めます。

1年が基本のご契約期間ですが、複数年まとめてご契
 約いただき長期一括契約もお選びいただけます。

長期一括払契約ですと1年ごとにご契約いただく場
 合に比べて掛金が割安になります。

(長期契約期間は2年から最長35年までとなりますが
 契約の種類等によって最長期間はことなります)

あなたにぴったりの
 火災共済の完成です。

共済または事故の種類により、 さまざまな費用も補償します。



費用共済金の種類	費用共済金をお支払いする場合	お支払いする費用共済金の額
10 臨時費用 	①～④、⑥～⑧ (普通火災共済は ①～④)の共済金がお支払われる場合	損害共済金×30% 1事故1敷地内につき、住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。
11 残存物取片づけ費用 	①～④、⑥～⑧ (普通火災共済は ①～④)の共済金がお支払われる場合	実費 損害共済金の10%が限度です。
12 失火見舞費用 	①、② の事故で他人の所有物に損害を与えた場合	被災世帯数×20万円 1事故につき、ご契約金額の20%が限度です。契約建物または契約動産を収容する建物から発生した事故にかぎります。
13 修理付帯費用 	①～③ の事故による損害の復旧にあたり組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用を実費でお支払いします。	実費 非住宅物件にかぎり、1事故1敷地内につき、ご契約金額の30%または1,000万円※のいずれか低い額が限度です。 ※普通火災共済(工場用物件用)は5,000万円
14 損害防止費用 	①～③ の事故で損害の防止・軽減(消火活動)のために要した実費をお支払いします。	実費 消火活動に費消した消火薬剤、使用により損傷した物の復旧、緊急投入された人員・器材の費用にかぎります。 (注)非住宅物件(総合火災共済を除く)はご契約金額ー損害共済金が限度です。
15 地震火災費用 	地震、噴火、津波等による火災で、当該建物が半焼以上、当該家財が全焼または当該動産を収容する建物が半焼以上の場合	ご契約金額×5% 1事故1敷地内につき、300万円が限度です。 (注1) 付属物以外の損害は除きます。 (注2) 工場物件は1事故1敷地内につき2000万円が限度です。

明記物件(明記しなければ補償されないもの)について

下記のものはお申込時ご申告いただかなければ、補償されませんのでご注意ください。

- ㊦ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ㊧ 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿等
- ㊨ 通貨、有価証券、印紙、切手等
- ㊩ 自動車(125cc以下の原付を除く)
- ㊪ 門・塀・垣、物置・車庫その他の付属建物

※総合火災共済にご加入いただく場合、㊨㊩は共済の対象にすることができません。

※住宅物件の建物を共済の対象とした場合、㊪は特にお申出のないかぎり、共済の対象に含まれます。

※㊦㊧のみの損害の場合は、㊫および㊬については補償対象外です。

付属物とは

主な付属物は下記のとおりです。詳しくは当該共済種類の約款・特約をご確認ください。

- ・ 門・塀・垣、物置・車庫その他の付属建物
- ・ 看板、冷暖房室外機、アンテナ、日除等の建物に付着したもの
- ・ 屋外設備・装置 など

様 へおすすめプラン

年 月 日

共済の対象	共済（ご契約）金額			
	千円			
合 計				

備 考

特約をセットにして補償の充実を

地震見舞金補償特約

地震による倒壊などの損害を補償します。

主契約の共済の対象である建物・家財が、地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を受けたときにお支払いします。



倒壊などの損害



地震火災による損害



津波による損害



噴火による損害

お支払い例

この特約のご契約金額が 100 万円のとき

全損の場合	半損の場合	一部損の場合
100万円 (100%)	50万円 (50%)	5万円 (5%)

()内はご契約金額に対する支払割合

この特約のご契約金額は1敷地内で100万円または主契約の建物・家財のご契約金額の10%のいずれか低い額が限度です。

居住用の建物およびその収容家財にのみご契約いただけます。(事業用にのみ使用されている建物および事業用の動産にはご加入いただけません。)

1回の地震等による全国の共済組合の支払見舞金総額が50億円を超える場合、算出された支払見舞金総額に対する50億円の割合によって削減した額をお支払いします。

万一事故が発生した場合

この共済で補償する事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または当組合にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、共済金のお支払いが遅れたり、お支払いできないことがあります。また、共済金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

契約期間中、共済金は何度でも

1事故による共済金が、ご契約金額の80%を超えないかぎり、ご契約金額はそのままで何度でもお支払いします。

掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合………掛金は損金に算入できます。
契約者が個人事業主の場合…掛金は必要経費に算入できます。

共済金をお支払いできない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流出による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)によって生じた損害または火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害(地震火災費用共済金については、共済金をお支払いします。)
- ご契約者・被共済者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等により生じた損害
- 火災等の事故の際における紛失・盗難の損害
- 建物またはその開口部の直接の破損を伴わない雨、雪、雹または砂塵の吹込み等による損害
- 風災・雹災・雪災の事故で、損害の額が時価額で20万円未満の場合
- 水災の事故で、損害の額が共済価額の30%未満で、かつ建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らなかった場合(総合火災共済)
- 商品・製品等の盗難および動産が証書記載の建物外にある間に生じた盗難(総合火災共済)
- 明記物件のうち申込書に明記されなかったものに発生した損害

共済事業の実施方法について

当組合の火災共済は、共済事業をより安定的に運営し、ご契約者様の保護(安定的な補償の提供)に万全を期するため、当組合と全国の共済組合の連合会である「全日本火災共済協同組合連合会」(以下「日火連」といいます。)が共同してお引受けしています。したがって、当組合と日火連は連帯して共済契約上の責任を負います。ご契約の申込等共済契約に関する行為については、当組合が行います。また、万一、当組合が当事者の地位を失った場合は日火連が共済責任を継続します。

このパンフレットについて

このパンフレットは「普通火災共済」、「総合火災共済」、「普通火災共済(工場物件用)」の概要を説明したものです。詳しくは共済の種類ごとの普通共済約款・特約・重要事項説明書等をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

お問い合わせは

岩手県久慈市十八日町一丁目45番地
久慈商工会議所

ご加入時の注意点

- 申込書は正確にご記入ください。特に共済の対象の所在地等「告知事項」に該当する項目にはご注意ください。記載内容が事実と異なりすると、共済金をお支払いできない場合があります。
- 初めてご加入いただく場合は、500円の出資金をお預かりいたします。(中小企業者以外の方からはお預かりいたしません。)
- 岩手県内の物件以外にはご加入いただけませんのでご注意ください。(ご契約者様のご住所が県外でもご契約いただけます。)

ご契約後の注意点

- ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または当組合までご連絡ください。特に共済の対象の所在地等「通知事項」に該当する項目にはご注意ください。ご通知いただけませんと、共済金をお支払いできない場合があります。
- ご契約いただきますと、証書をお届けしますので、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お申込日からその日を含めて8日以内であれば、お申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフはできませんのでご注意ください。

- 共済期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約・質権が設定されたご契約
- 共済金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、県共済の取り扱い商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、共同元受先・業務委託先・再保険先等に提供を行います。詳しくは当組合のホームページをご覧ください。当組合までお問い合わせください。

共済金の削減、共済掛金の追徴

異常災害もしくはその他の事由により、損失金が生じ、それを繰越剰余金、諸積立金等により補てんすることができない場合、共済金の削減および共済掛金の追徴をすることがあります。

取扱代理所について

取扱代理所は当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・掛金の領収・掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。



岩手県火災共済協同組合

〒020-0884 盛岡市神明町5-5

TEL 019-654-2551 FAX 019-625-0116